(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款 第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとす る。

(報酬)

- 第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。
- 2 評議員が、評議員会出席以外の職務を行ったときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため旅行したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、 旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、同日に複数の会議等に出席した場合であっても、会議等の区分にかかわら ず重複して支給しないものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。 (公表)
- 第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。